

千葉県報

定例
令和7年9月5日

主要目次

告示	一
平成九年千葉県告示第五百四十五号の一部を改正する告示	一
漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（二件）	一
土砂災害警戒区域の指定（三件）	二
土砂災害特別警戒区域の指定（三件）	一〇
公告	一〇
土地改良区役員の退任及び就任	一九
土地改良区役員の退任	一九
土地改良区役員の退任及び就任	一九
特定調達公告	一九
入札公告（二件）	一九
落札者等の公告（九件）	二二

告示

千葉県告示第四百七十六号

平成九年千葉県告示第五百四十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和七年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

本則の表常時介護を要する状態の項中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五百円」に、「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に、「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示（本則の表常時介護を要する状態の項の改正規定（「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五百円」に改める部分に限る。）及び同表随時介護を要する状態の項の改正規定（「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める部分に限る。））

る。）に限る。）による改正後の平成九年千葉県告示第五百四十五号の規定は、令和七年八月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

3 この告示（本則の表常時介護を要する状態の項の改正規定（「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改める部分に限る。）及び同表随時介護を要する状態の項の改正規定（「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める部分に限る。））による改正後の平成九年千葉県告示第五百四十五号の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

千葉県告示第四百七十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、火光利用さば漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和七年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

制限措置の内容

1 漁業種類

火光利用さば漁業

2 船舶の総トン数

総トン数五トン以上百トン以下（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。））にあつては、総トン数五トン以上七十トン以下）。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数五トン以上百五十トン以下（旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五トン以上百トン以下）とする。

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 操業区域

館山市洲埼灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面

5 漁業時期

周年

6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格		千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	三十隻	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者		一隻		
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者		四隻		
二 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和七年九月八日から十月七日まで				
千葉県告示第四百七十八号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、敷網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。 令和七年九月五日				
千葉県知事 熊谷 俊 人				
一 制限措置の内容				
1 漁業種類 あじ・さば棒受網漁業				
2 船舶の総トン数 総トン数五トン以上百トン以下（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。）にあつては、総トン数五トン以上七十トン以下）。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数五トン以上百五十トン以下（旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五トン以上百トン以下）とする。				
3 推進機関の馬力数 定めなし				
4 操業区域 いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市鋸埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面				
5 漁業時期 総トン数十トン未満の船舶にあつては八月一日から十二月三十一日まで、総トン数十トン以上の船舶にあつては八月一日から十月三十一日まで 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数				
漁業を営む者の資格		千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	三隻	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者		一隻		
二 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和七年九月八日から十月七日まで				
千葉県告示第四百七十九号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。 令和七年九月五日				
千葉県知事 熊谷 俊 人				
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
国府台三	市川市国府台二丁目、市川四丁目、国府台一丁目、真間四丁目及び国府台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊		
国府台四	市川市国府台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊		
国府台五	市川市国府台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊		
国府台六	市川市国府台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊		
国府台七	市川市国府台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊		
国府台八	市川市国府台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊		